

(児童発達支援管理責任者②)

問96 児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証明書の交付を受けた者であって、実務経験の新要件を満たしていない者が、実務経験を積んで新要件を満たすこととなった場合、再度研修を受講する必要があるのか。

(答)

再度研修を受講する必要はなく、実務経験を満たすことにより、改めて児童発達支援管理責任者として配置することが可能となる。

(児童発達支援管理責任者③)

問97 児童発達支援管理責任者の実務要件の経過措置が終了する平成 30 年 4 月 1 日以降、実務経験の新要件を満たしていない者が計画を作成した場合は計画未作成減算の対象となるのか。また、平成 30 年 3 月 31 日以前に経過措置対象者が作成した計画についても 4 月 1 日以降は計画未作成として取り扱うのか。

(答)

実務経験の新要件を満たしていない者が平成 30 年 4 月 1 日以降に作成した計画については、計画未作成減算の対象となる。

また、平成 30 年 3 月 31 日以前に経過措置対象者が作成した計画については、計画を見直すまでの間（計画の見直しは少なくとも 6 月に 1 回以上必要）は減算の対象にはならない。

(2) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援）

(居宅訪問型児童発達支援①)

問98 インフルエンザ等の感染症流行期においてのみ外出が著しく困難となる場合にも、対象となるのか。

(答)

感染症にかかった場合に重症化するリスクが高い場合においては対象となり得るが、医師の意見等に基づき個別に判断されたい。

(居宅訪問型児童発達支援②)

問99 児童発達支援等の通所施設への移行のため、児童発達支援事業所に通う際に居宅訪問型児童発達支援の訪問支援員が付き添った場合に、報酬は児童発達支援事業所と居宅訪問型児童発達支援事業所の双方が算定可能か。

(答)

居宅訪問型児童発達支援については、居宅において支援を提供した場合に算定するものであるため、この場合は児童発達支援事業所のみ算定できる。なお、居宅訪問型児童発達支援事業所は、通所施設移行支援加算の算定は可能である。

(居宅訪問型児童発達支援③)

問100 居宅訪問型児童発達支援の職員は、兼務は可能か。

(答)

保育所等訪問支援同様、同一人物が指定基準上必要となる職種全て（訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者）を一人で兼務することは認められないが、それ以外の形態は可能である。

多機能型事業所において、例えば、児童発達支援に係る基準を超えて配置している職員が兼務したり、基準を超えない場合であっても、児童発達支援に係るサービス提供時間外に訪問支援員を兼ねることは可能である。

(3) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援以外）

(看護職員加配加算①)

問101 医療的ケアに関する判定スコアについては、誰が判定するのか。

(答)

各事業所が判定するものであるが、医師の診断書等の客観的な判断がなされた書類を整える必要があり、書類がない場合においては算定対象となる該当児には含まれない。

(看護職員加配加算②)

問102 看護職員加配加算については、医療的ケアに関する判定スコアにある状態の障害児にのみ加算されるのか。

(答)

医療的ケアに関する判定スコアにある状態の障害児に限らず、当該事業所を利用する障害児全員に加算される。

(看護職員加配加算③)

問103 主に重心を支援する児童発達支援等と生活介護の多機能型において、児童発達支援の報酬における看護職員加配加算の算定要件となる障害児の数について、障害者の数を合算してもよいか。

(答)

主に重心を支援する児童発達支援等と生活介護の多機能型において、一体的な運用がされており、利用定員も合算している場合においては、障害児と障害者の数を合算しても差し支えない。

(自己評価結果等未公表減算)

問104 自己評価結果等の公表状況についてはどのように行うのか。

(答)